

平成 27 年度からの地域子育て支援センターの運営について

現在、建設を進めております「(仮称)郡山市西部地域子育て支援センター」及び「(仮称)郡山市北部地域子育て支援センター」の2か所の子育て支援センターの開所を平成27年4月1日に予定しております。

これにより、市内4か所に地域子育て支援の拠点が整うことから、ニコニコこども館も含め、5館が連携した子育て支援を実施してまいります。

1 沿革

開所日	施設名
平成 10 年 4 月 1 日	「安積保育所内子育て支援センター」 開所
平成 21 年 4 月 1 日	「郡山市こども総合支援センター (ニコニコこども館)」 開所
平成 22 年 11 月 1 日	「東部地域子育て支援センター」 開所
平成 23 年 4 月 1 日	「安積保育所内子育て支援センター」を「南部地域子育て支援センター」に改称
平成 27 年 4 月 1 日	「西部地域子育て支援センター」「北部地域子育て支援センター」 開所予定

2 各地域子育て支援センター設置及び運営の根拠法令

(1) 児童福祉法 第6条の3第6項

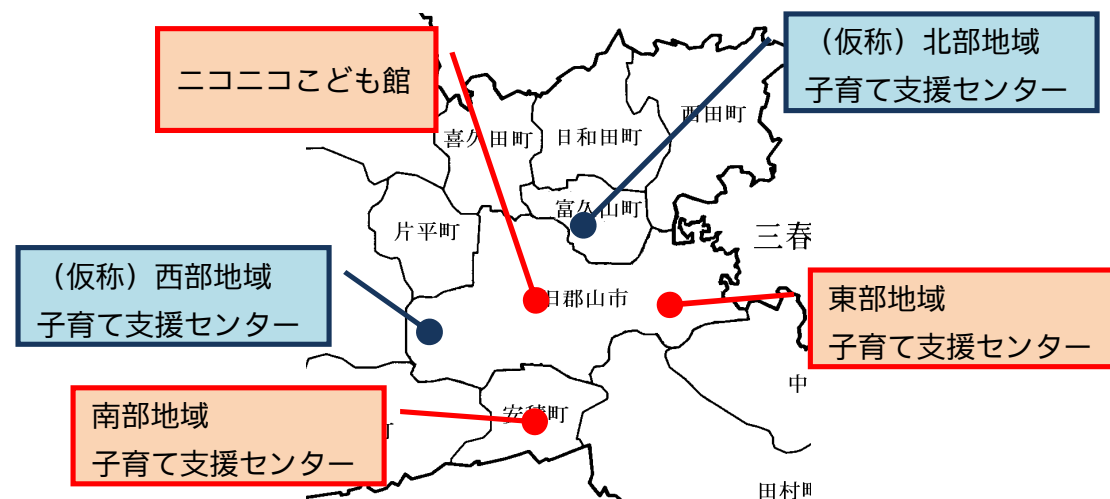
- ・地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

(2) 児童福祉法施行規則 第1条の7 (抜粋)

- ・子育て支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と経験を有するものを配置
- ・おおむね 10 組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有する。
- ・原則として、一日に3時間以上、かつ、一週間に3日以上開設すること。

(3) 厚生労働省通達「地域子育て支援拠点事業実施要綱」

- ・実施主体…市町村。市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
- ・乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- ・子育ての知識・経験を有する専任の者を2名以上配置すること。



3 地域子育て支援センター運営のポイント

- 1 運営方法** …… 新設の地域子育て支援センターは委託
→ 委託先は保育士が複数名所属している団体

- 2 利用時間** …… 現在 午前 8 時 30 分～午後 6 時 → 変更 午前 9 時～午後 4 時
→ 既設館（東部、南部）の利用状況から設定
※ 午前 8 時 30 分から 9 時までの利用者は 0 人、
※ 午後 4 時から午後 6 時の利用者は 1 日平均 1 人、
※ 他の時間は 1 日平均 7 人

- 3 休館日** …… 現在 第 3 土日（ニコニコこども館、東部、南部地域子育て支援センター）
↓
変更 第 2 土日を 2 館（南部、北部）、第 4 土日を 2 館（東部、西部）
→ 市民への切れ目のないサービスを提供するため、ニコニコこども館は現在の第 3 土日とし、地域子育て支援センターは分割設定する。
※ 第 1 土日は、年始やゴールデンウィークなどの連休と重なる。
また、こどもまつり、こども館まつり等のイベントにも重なるため除外

4 事業委託等の考え方

委託のメリット

- (1) 民間のネットワークを活用したイベントの開催
…… 利用者のニーズに沿った内容、講師を自由に選定した事業展開
- (2) 委託料の有効活用
…… 直営の場合、イベント一回の開催に係る予算が規定されるが、委託の場合、委託料の範囲内で自由な運用が可能
- (3) 柔軟な職員の配置
…… 直営の場合、通年で職員が固定されるが、委託の場合、イベント開催時や時期により柔軟に職員を配置することが可能

平成 25 年度から、「移動サロン」や「大型遊具巡回」の事業を委託、平成 26 年度はさらに「子育て講座」などの事業を数団体に委託している。

現在の事業委託先は、保育士を有する団体であり、事業委託により、イベント運営スキルの向上が見られる。

このことから、西部、北部の地域子育て支援センターについても、同様の団体での委託による運営としたい。